

条 例 等 立 案 表

<p>法令審査会</p> <p>要・否</p>	<p>関係法規 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律（平成十年法律第百十四号）</p>	<p>予算上の措置</p>	<p>予 算 上 の 措 置</p>	<p>制 定 理 由 教 職 員 の 休 職 ま た は 復 職 等 に つ い て は 、 保 健 所 の 感 染 症 診 査 協 議 会 に お け る 意 見 に よ り 決 定 す る こ と と し 、 休 職 ま た は 復 職 等 に つ い て 、 結 核 教 職 員 審 査 委 員 に よ る 審 査 は 行 わ な い こ と と し た た め 、 結 核 教 職 員 審 査 委 員 規 則 を 廃 止 す る 必 要 が あ る。 あ ら ま し 一 結核教職員審査委員規則は、廃止することとした。 二 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>	<p>題 名 結核教職員審査委員規則を廃止する規則</p>	<p>課（室）名 福利厚生課</p>	<p>担当者名 藤川 洋子</p>	<p>電話番号 三一七八</p>
<p>備 考</p>								

徳島県教育委員会規則第 号

結核教職員審査委員規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十四年 月 日

徳島県教育委員会

委員長

西池氏裕

結核教職員審査委員規則を廃止する規則

結核教職員審査委員規則（昭和二十六年徳島県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

結核教職員審査委員規則 新旧対照表

<p>(新)</p>	<p>(旧)</p>
<p>(廃止)</p>	<p>結核教職員審査委員規則 第一条 結核性疾患の教職員の休職または復職等について教育長の諮問に応じ、その適否を審査するため徳島県結核教職員審査委員（以下委員という。）を設ける。 第二条 委員は十人以内として教育長が委嘱または任命する。 附 則 この規則は公布の日から施行する。</p>

結核教職員審査委員規則の廃止について

福利厚生課

1 廃止の理由

結核性疾患の教職員の休職または復職等については、教育長の諮問に応じ、結核教職員審査会においてその適否を審査していた。

しかし、結核患者に対しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、都道府県知事が、保健所に置かれた「感染症診査協議会」から意見聴取の上、就業制限の期間を通知することとされており、

○当該入院患者が結核の病原菌を保有していないこと、又は

○その症状が消失したこと

が確認されるまでは、当該患者の就業を制限するよう定められている。

また、復職後も、結核医療を必要としないと認められてから2年間は保健所において健康管理を実施している。

以上のおり、結核性疾患による休職又は復職等については、医学的な検査によってその適否が判断されており、他に勘案されるべき事由がないため、結核教職員審査委員による審査は行わないこととし、結核教職員審査委員規則を廃止する。

2 施行期日

公布の日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抜粋)

(就業制限)

第十八条 都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る第十二条第一項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。

2. 前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則

第十一条 (就業制限)

2 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

二 結核 接客業その他の多数の者に接触する業務

3 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める期間は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 結核、重症急性呼吸器症候群及び鳥インフルエンザ (H5N1)

その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間

3 前項の規定の適用を受けている者又はその保護者は、都道府県知事に対し、同項の規定の適用を受けている者について、同項の対象者ではなくなったことの確認を求めることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による確認の求めがあったときは、当該請求に係る第二項の規定の適用を受けている者について、同項の規定の適用に係る感染症の患者若しくは無症状病原体保有者でないかどうか、又は同項に規定する期間を経過しているかどうかの確認をしなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該患者又は無症状病原体保有者の居住地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

6 前項ただし書に規定する場合において、都道府県知事は、速やかに、その通知をした内容について当該協議会に報告しなければならない。

(入院)

第十九条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

(第2項、3項 省略)

4 第一項及び前項の規定に係る入院の期間は、七十二時間を超えてはならない。

5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第一項又は第三項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

6 第一項又は第三項の規定に係る入院の期間と前項の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、七十二時間を超えてはならない。

7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は第三項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会に報告しなければならない。

第二十条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、十日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

(第2項, 第3項 省略)

4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かななければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとする場合には、当該患者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該患者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。

(第7項, 第8項 省略)

(退院)

第二十二條 都道府県知事は、第十九条又は第二十条の規定により入院している患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院している患者を退院させなければならない。

2 病院又は診療所の管理者は、第十九条又は第二十条の規定により入院している患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことを確認したときは、都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。

3 第十九条若しくは第二十条の規定により入院している患者又はその保護者は、都道府県知事に対し、当該患者の退院を求めることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による退院の求めがあったときは、当該患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をしなければならない。

(準用)

第二十六條 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。この場合において、第十九条第一項及び第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関」と、第十九条第三項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関」と、第二十一条中「移送しなければならない」とあるのは「移送することができる」と、第二十二條第一項及び第二項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「二類感染症の病原体を保有していないこと若しくは当該感染症の症状が消失したこと又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有していないこと」と、同条第四項中「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」とあるのは「二類感染症の病原体を保有しているかどうか、若しくは当該感染症の症状が消失したかどうか、又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有しているかどうか」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(結核患者に係る入院に関する特例)

第二十六條の二 結核患者に対する前条において読み替えて準用する第十九条及び第二十条の規定の適用については、第十九条第七項中「当該患者が入院している病院又は診療所の所在地」とあるのは「当該患者の居住地」と、第二十条第一項本文中「十日以内」とあるのは「三十日以内」と、同条第四項中「十日以内」とあるのは「十日以内（第一項本文の規定に係る入院にあっては、三十日以内）」と、同条第五項中「当該患者が入院している病院又は診療所の所在地」とあるのは「当該患者の居住地」とする。